

(様式3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	改善の指示（特設水道）
根拠法令の 名称・根拠条項	大阪府特設水道条例第12条
所管部室課名	健康医療部衛生管理課
処分基準	水道施設が大阪府特設水道条例第4条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
最終改正年月日	令和2年4月1日

参考

[根拠法令]

《大阪府特設水道条例》

(改善の指示)

第12条 知事は、水道施設が第4条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該水道施設に係る設置者に対し、期限を定めて、当該水道施設を改善すべきことを指示することができる。

(法令の定め)

《大阪府特設水道条例》

(施設基準)

第4条 特設水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該特設水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設及び給水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- (2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有すること。
- (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
- (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
- (5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- (7) 給水施設は、その構造及び材質が、規則で定める基準に適合するものであること。